

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和4年12月9日（金）

会議出席者

<出席委員>

坂本委員、石井委員、伊東委員、岩田委員、工藤委員、後藤委員、佐藤委員、
高木委員、箕浦委員、湯本委員

<事務局>

山梨県環境・エネルギー一部大気水質保全課

中川課長、佐藤総括課長補佐、樋川課長補佐、渡邊主査、伊藤副主査、本田主任

次第

1 開 会

2 議 事

議題1 大月バイオマス発電事業に係る完了報告書について

議題2 太陽光発電事業に係る山梨県環境影響評価条例施行規則の改正について

3 その他

4 閉 会

配布資料

【議題1】

資料1-1 大月バイオマス発電事業の完了報告書に係る知事意見素案

資料1-2 意見整理表

【議題2】

資料2 太陽光発電事業に係る山梨県環境影響評価条例施行規則の改正について

1 開会

(司会 佐藤総括課長補佐)

委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。私は本日の進行を務めさせていただきます。山梨県大気水質保全課の佐藤でございます。よろしく願いいたします。始めに、大気水質保全課長であります中川より御挨拶を申し上げます。

(事務局 中川課長)

環境・エネルギー部大気水質保全課長の中川でございます。どうぞよろしく願いいたします。本日はお忙しいところ、環境影響評価等技術審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

本日は2つの議題を予定しております。1つ目の議題でございますが「大月バイオマス発電事業の完了報告書について」、この議題につきましては、これまで2回の審議会にて御意見等をいただいておりますので、それらを踏まえて、私どもで作成した知事意見の素案について御審議をお願いしたいと思います。2つ目は、「太陽光発電事業に係る山梨県環境影響評価条例施行規則の改正について」でございます。

以上2つとなりますけれども、委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、幅広い観点から御審議をいただけますよう、どうぞよろしく願いいたします。

(司会 佐藤総括課長補佐)

それでは議事に移りたいと思います。その前に、まず審議会の開催要件の可否について御報告申し上げます。本日の出席状況につきましては、15名の委員のうち、会場に4名、Web会議システムで、今現在となりますが4名の出席をいただいておりますので、2分の1以上の出席が得られておりますことから、条例第47条第11項の規定に基づきまして、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

続きまして配付資料の確認を行います。次第・席次表、資料1-1と資料1-2、カラー刷りの資料2がございまして、資料に不足がある方は事務局までお申し出をお願いいたします。よろしいでしょうか。

次に、傍聴人の皆様へのお願いです。傍聴人は、受け付け時に配布しました傍聴券に記載の、「傍聴の心得」を御覧いただき、心得に沿って、傍聴の方をお願いいたします。なお、審議会の記録のために、審議の途中で写真を撮影する場合がございますので御了承ください。また、今回

の会議につきましては、対面とWebのハイブリッドで開催しておりますので、御承知おき願います。議事録作成のため、会議内容につきましては録音をさせていただきます。誠に恐縮ではございますが、御発言の際は必ずマイクを使用していただき、なるべく大きな声でお願いいたします。また、御発言の都度、名前をおっしゃっていただけますよう、あわせてお願いいたします。加えまして新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場にいらっしゃる委員の皆様には、マスク着用のままマイクでの発言をお願いいたします。なるべく短時間で審議会が終了できますよう、御協力の方をお願いいたします。

それでは次第に従いまして、議事に入らせていただきます。本審議会の議長は条例第47条第10項の規定により、会長が当たることと定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いいたします。それではよろしくお願いいたします。

2 議事

議題 大月バイオマス発電事業に係る完了報告書について

(坂本会長)

皆さん、年末のお忙しい中、お集まりいただきどうもありがとうございます。それでは、議事を進行させていただきます。案件の審査に入る前に、本審議会の運営方針の確認をお願いいたします。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の趣旨である、公平性、透明性を確保するため、審議そのものについても広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に関わる部分を除いてすべて公開とする、議事録については発言者名を含む議事録を公開する、ということをお願いいたします。以上、御協力をお願いいたします。

先ほどお話ありましたように本日は議題が2つあります。1つは継続の案件について、それからもう1つは制度の話です。議題1は、大月バイオマス発電事業に係る環境影響評価完了報告書について。これはもう2回審議しておりまして、事務局から知事意見素案が説明されますので、それについて改めて意見交換を行います。議題1の審議の終了は、11時15分頃を予定しております。議題2の、太陽光発電事業に係る山梨県環境影響評価条例施行規則の改正については、事務局から議題の内容について説明をいただいた後、質疑応答・意見交換を行います。終了時刻は、12時頃を予定しております。

それでは、議題1に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 伊藤副主査)

大気水質保全課の伊藤でございます。それでは事務局から時間をいただきまして、知事意見の素案について御説明をさせていただきます。

対象となる事業は「大月バイオマス発電事業」で、間伐材等を用いて電気を供給することを目的とした発電事業です。本件においては、令和4年9月26日に、事業者から県民等意見の概要が提出され、10月4日に1回目、11月15日に2回目の技術審議会を開催させていただきましたが、新たに複数の意見を追加したため、本日は、知事意見の素案について、さらに御審議いただきます。そして、本日の審議内容を踏まえて知事意見の素案を修正し、庁内調整を図ったうえで、県民等意見概要書が提出された9月26日から90日後である、12月26日までに知事意見を事業者に述べることとなります。

資料1-1「大月バイオマス発電事業の完了報告書に係る知事意見素案」を御覧下さい。この素案は、前回2回の技術審議会の議論及び関係する自治体である大月市・甲州市の意見を踏まえて作成いたしました。なお、都留市からの意見はありませんでした。資料の見方ですが、左側に知事意見の素案、右側にはこれまでの審議会の意見や関係市の意見を記載してあります。また、審議会での意見の後ろの数字は、資料1-2の「意見整理表」の意見ナンバーとなっています。

それでは、順番に説明させていただきます。意見は9つあり、うち前回の審議会から新たに作成した意見が3つ、前回の審議会から修正したものが5つあります。意見の番号は、前回の審議会でのNoを使用しています。また、修正した知事意見においては、共有の画面において、修正前の知事意見も下部に表示しております。

まず、新たに作成した意見のNo①、「全般的事項」に係る知事意見は「周辺の生活環境に配慮し、モニタリングや環境保全措置等の情報をわかりやすく、継続的に公表するとともに、住民とのコミュニケーションを図り、苦情・要望等に対しては適正な措置を講ずること」、です。こちらは、大月市・甲州市からの、「周辺の生活環境や地域住民に配慮し適切な措置を講じるよう求める意見」や、審議会での、「モニタリングや環境保全措置等の情報公開や、住民とのコミュニケーションを図り環境保全に取り組むべき」との意見を踏まえて作成しました。なお、前回の審議会でも田中委員から御意見頂いた、アセス対象事業外の周辺施設に対する累積的影響については、知事意見とは別の公文書で、事業者に対して環境影響の軽減を要請する予定です。

次にN o 1、「全般的事項」に係る知事意見は「複数の項目において環境基準や予測値を下回ったことから、施設の稼働による環境影響の程度は小さいと評価しているが、事業実施前後の比較により事業による影響を再評価し、必要により追加の保全措置を検討すること」、です。こちらは、前回審議会の知事意見素案から内容の変更はありませんが、一部表現の修正を行ったものです。

次に新たに作成した意見のN o ②、「大気汚染」に係る知事意見は「事業場周辺の地形から、冬期に接地逆転層の発生頻度が高くなると推定されるが、接地逆転層発生時における煙突排出ガスの民家等への影響が調査されていない。接地逆転層発生時を捉え、有効煙突高さを考慮し、水平に流れた煙流の着地点付近の民家等を対象に大気質の調査を行い、必要により追加の保全措置を検討すること」、です。こちらは、「事業場周辺は、冬期に接地逆転層の発生頻度が高くなると思われるが、接地逆転層の発生時の民家への影響が調査されていないとの意見や、当該影響の調査で、接地逆転層発生時に民家等付近で大気質調査を行う必要がある」との意見を踏まえ作成しました。

次にN o 2、「騒音」に係る知事意見は「施設停止時と稼働時の騒音の比較は、測定条件が最も合致した測定データを用いて行うこと。未記載の測定データ及び測定条件（測定方法、測定時における事業場や周辺の騒音発生施設の稼働状況等）を追加し、適切に影響の把握を行ったうえで再評価をすること」、です。こちらは、前回の審議会で、事業者から土日と平日で周辺の騒音に、大きな違いがないことの説明があったものの、「測定方法、測定時の施設稼働状況、周辺の騒音発生源の状況等のよりわかりやすい記載が必要」との意見を踏まえ、修正を行いました。

次にN o 3、「動物」に係る知事意見は「温排水による水生生物への影響について、事業実施前後の水生生物生息状況調査の調査条件（調査地点、調査地点における温排水の排水期間等）、水生生物群衆の状況（種数、個体数、種の組成等）を精査して専門家の意見も聞いたうえで再評価し、必要により追加の保全措置を検討すること。また、長期的な温排水の排出が水生生物に影響を及ぼすことも考えられるため、専門家にこれまで実施した全ての調査結果を示して意見を聞き、長期的影響に係る評価を実施したうえで、必要により追加の保全措置を検討すること」、です。こちらは1回目の審議会での「水生生物への影響について、種数や冷水性の種の存在だけで、影響が少ないと判断しているが、種組成や個体数などといった、生物群集の変化も踏まえ評価すべきといった意見」に加えて、2回目審議会での「専門家により、温排水の水生生物へ

の長期影響が懸念されているため、最新のデータを踏まえた専門家の意見により、必要ならばモニタリングの継続を求めるべき」といった意見を踏まえて修正しました。

次の新たに作成した意見のNo③、「景観・風景、植物」に係る知事意見は「景観変化の緩和に係る保全措置としての外周緑化は、樹木の成長、ツタ類の繁茂が足りず、効果が不十分である。早急に、不十分となった原因について、植栽した種の選定理由も踏まえて究明したうえで、現状からの改善策を検討し、実施すること。なお、検討に際し、緑化の達成基準を明確にすること」、です。こちらは「樹木の成長やツル植物の壁面緑化が上手くいかなかったとしているため、早急な対策が必要といった意見や、植栽した種の選定理由が全くわからないといった意見、成功基準を明確にしたうえでの改善が必要」といった意見を踏まえ作成しました。

次にNo4、「景観・風景」に係る知事意見は「完成した施設は、中間報告書修正版のフォトモンタージュに対して、手すりや機械類の色彩が明るくなっていると同時に、機械類を覆う等の景観変化の緩和対策が講じられていない。主要な眺望点からの施設の見え方について、フォトモンタージュと現状の違いを極力定量的に示したうえで、保全目標に沿った追加の保全措置を早急に検討し実施すること」、です。こちらは、前回知事意見の素案から「事業者に求める事項を『当初の保全目標を基準として』と記載することで明確にしてほしいとの意見や、植栽と景観とで別項目とすべき」といった意見を踏まえ修正しました。

次にNo5、「温室効果ガス等」に係る知事意見は「温室効果ガスの実績は、操業開始時は平常運転できず、生木屑チップ等の使用量が減少し、重油・軽油使用量が増加した際のものとのことである。現在、平常運転をしているとの説明であるので、操業開始時からの改善内容を示したうえで、平常運転時の実績を踏まえて再評価を行うこと」、です。こちらは、前回の審議会で、事業者から「操業開始時は、平常運転できずそのときの評価であったこと、現在は通常運転している」旨の説明があったことを踏まえて修正しました。

最後にNo6、「その他」として「知事意見に対する検討結果・実施した再評価・保全措置は、その都度速やかに県へ報告するとともに、ホームページ等でも公表すること」、です。こちらは、前回の審議会と同じで修正はありません。

以上、前回2回の審議会での審議及び大月市・甲州市からの意見を中心に知事意見の素案を作成しておりますので、お示しした素案の是非や

追加すべき意見の有無等について御審議いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

(坂本会長)

ありがとうございました。前回の審議で委員の方々から出た色々な意見を踏まえて、新しい項目を加えたり、内容の修正を行ったりといった説明がございました。それでは、会場の方にまず御質問・御意見を頂いて、そのあとにWeb参加の方にお聞きしたいと思っております。Web参加の方は、しばらくミュートでお待ちください。

石井委員をお願いします。

(石井委員)

石井です。No 4 (修正) のところですが、これだとその(計画の)途中で施設の大きさが変わったということが入っていないので、何か「そこが大きくなったにもかかわらず、そのままの対策をしているので」というような表現を入れてもらえたらいいと思います。また、最後から2行目のところの「保全目標に」というところも、どの時点での保全目標なのかというのが、わからないので、その「最初の」ということが、しっかりわかるようにしてくれればと思います。

(坂本会長)

ありがとうございました。岩田先生いかがでしょうか。

(岩田委員)

山梨大学の岩田です。私からは、まず、No 1 (修正) のところです。こちらの3行目のところに、「事業実施前後の比較により」という言葉がありますけれども、そこに「事業実施前後及び対照地」、対照地の「対照」というのは、コントラストの「対照」という言葉を入れていただいた方がいいのではないかと思います。といいますのも、事業前、事業後での調査結果もありますし、温排水の影響を受けている地点と受けていないところの調査地のデータもありますので、その両方を含めて評価するというのが、今のアセスメントの主流の考えになってきていると思いますので、前後だけではなくて、前後及び対照地との比較。本事業で言えば、上流地点のデータがありますので、そのデータも使ってみていただくのがいいと思います。

続きまして、同じくNo 3 (修正) のところで、これも同じですけれ

ども、2行目に、「事業実施前後の」とありますが、ここも「事業実施前後及び対照地の」としていただく方がいいのではないかと思います。

さらに、その4行目の、水生生物群集の集が大衆の「衆」になっていますけれど、集めるという字に修正をお願いいたします。こちらに関しまして、事業者の方では、専門家の意見を伺う形で事業の影響評価をされています。専門家の方は比較的詳しい解析をされていて、これまで、アセスメントの場合ですと、特定の種がいるかいないかという情報といった、単純なデータのみで解析・判断されることが多かった中で、いろいろ考察もされているのですが、報告書の方にはその要約しか載ってなくて、どのようなデータの解析等の解釈のもとに影響が軽微であると判断しているのか、県民にはわかりにくくなっていますので、ここに加えていただくのか、別途資料としていただくのかはいろいろあるかと思いますが、専門家の意見が見えるような形にさせていただくのが、非常に良いのではないかと考えております。私からは以上です。

(坂本会長)

岩田先生、対照のところを具体的な例示で表すことはできないでしょうか。

(岩田委員)

名前を忘れてしまいました。排水が流入する小河川と笹子川の両方も、上流と下流、かつ、事業前後のデータがセットになっていますので、今は、そういった組み合わせで評価するというのが、全国的にも主流になってきているかと思っておりますので、それは、わかりやすい上流と下流という言葉でお願いいたします。

(坂本会長)

それをお願いいたします。念のために、できた知事意見素案を確認してください。また、専門家の意見について、どのような表現がよろしいでしょうか。

(岩田委員)

それは、完了報告書の中に専門家の見解を添付して問題ないのであれば、完了報告書本体の方に入れていただきたいです。

(事務局 伊藤副主査)

専門家の意見を追加して報告書に添付していただきたいという、前回審議会での岩田委員の意見に対しては、事業者が「専門家の意見を完了報告書の資料として提出します」という回答をしています。事務局では、それに基づいて事業者に報告・添付していただくことを考えており、そのような形で進めたいと思います。

(坂本会長)

知事意見の中には書かないのですか。

(事務局 伊藤副主査)

事業者が「対応する」と言うので、載せることは現在のところは考えておりません。

(坂本会長)

わかりました。

次にWeb参加の委員に伺います。五十音順で伊東委員いかがですか。

(伊東委員)

伊東です。私のところのNo5(修正)の温室効果ガス等というところで、基本的には知事意見のとおりでよろしいかと思えます。実際、予定していたものとは違う重油とか軽油を使うことで少しCO₂が増えてしまった、ということなので、それと予測と実測値との差分がどうだったのかというところの評価になるかと思えます。それが知事意見の再評価というところになってくるのかなと思いました。

あとこれは、私はどちらでもいいかなと思うのですが、最近ポジティブアセスメントということで、木質バイオマス発電所を作ること通常火力発電所よりも少ないCO₂の排出で電力を供給できるという、プラスの面もあります。ですから、確か最初に火力発電所との比較ということで、計算結果を出されていたと思うのですが、これだけCO₂が減る、プラスの面もあるよという意味では、それら追加の情報も出していただいてもいいのかなと、個人的には少し思いました。ポジティブアセスメントの一環としてということになります。

(坂本会長)

知事意見素案そのものはこのままでいいと。また、個人的意見については、事務局から機会があったら伝えてもらうぐらいでよろしいでしょ

うか。

(伊東委員)

はい。ありがとうございます。

(坂本会長)

引き続き、工藤委員いかがですか。

(工藤委員)

大気汚染の項目を知事意見に加えていただきまして、どうもありがとうございました。概ねこれで良いとは思いますが、要はその影響が懸念されるところで、「実際に大気質の調査を行ってくださいね」ということなのですが、調査を行った後についてが、少し曖昧かな、という気がしています。調査を行った結果については、当然、新①の知事意見に従って、結果を公表していただくということになるのでここはいいと思うのですが、「そのあと必要により追加の保全措置を検討」とあるのですが、必要とは何なのか、そこに少し曖昧さがあるような気がしていますので、「調査の結果、回避すべき影響が認められた場合は、追加の保全措置を検討すること」、といった形で、もう少し具体性を持たせていただければと思いました。以上です。

(坂本会長)

ありがとうございます。後段の意見については、具体的な文案を御確認いただくようお願いします。また、調査結果の公開について指導をお願いします。

次に、後藤委員をお願いします。

(後藤委員)

はい。知事意見素案等について、今説明いただきまして、すべて了解いたしました。毎週火曜日、授業がありまして出席できない回がありました。今日お聞きしまして、岩田委員から意見がありましたように、やはり上流下流の状況を含めて、比較評価というのは必要であると思います。問題がないということのをそれ（事業実施前後）だけで判断するのではなく、上流下流の実施前後について評価するという御意見に賛同いたします。以上です。

(坂本会長)

ありがとうございました。素案そのものには、修正等の意見はないという理解でよろしいですか。ありがとうございました。

引き続き、佐藤委員いかがでしょうか。

(佐藤委員)

佐藤です。知事意見素案に対しては、特に申し上げることはありません。

(坂本会長)

次に、高木委員お願いします。

(高木委員)

高木です。私も知事意見素案についてはこれで結構です。

(坂本会長)

最後になりましたが、箕浦委員いかがでしょうか。

(箕浦委員)

箕浦です。私も知事意見素案につきまして、特に意見はございません。

(坂本会長)

皆さんありがとうございました。それでは、御意見が出尽くしたようなので、以上で意見交換を終了したいと思います。本案件については、今回の審議会が最後となります。完了報告書に対する知事意見の素案につきましては、本日の時点で大枠として御了解いただいたものとさせていただきます。この件につきましては、集まって審議するのは今回が最後となりますので、通例となりますが、今後については会長に御一任願います。また、具体的な文書の表現につきましては、事務局から個々の委員に照会が行くかもしれませんが、その時にはよろしく御協力をお願いいたします。

それでは、議題1の審議は以上で終了させていただきます。委員の皆様におかれましては、議題1について、追加の質問等がありましたら、12月14日までに事務局あてにメール等で意見を提出いただけますようお願いいたします。これは締め切りがありますので、期限を厳守するようしてください。

議題2 太陽光発電事業に係る山梨県環境影響評価条例施行規則の改正について

(坂本会長)

それでは引き続き、議題2に入ります。これについて、事務局からまず説明をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

大気水質保全課の樋川でございます。資料に基づき説明いたします。資料2「太陽光発電事業に係る山梨県環境影響評価条例施行規則の改正について」を御覧ください。

「1. 現状」について、まず、経緯を御説明します。山梨県の環境影響評価条例及び同条例施行規則は、環境影響評価法の施行とあわせ、平成11年度から施行されています。また、直近では、皆様にも御審議いただきましたが、令和2年度に規則改正を行い、事業の種類に「太陽光発電事業」を追加しています。この際、太陽光発電に係る第3分類事業については、森林地域においては、森林法に基づく林地開発許可と同一面積とし、1ha以上の森林地域を含む場合は、第3分類事業、つまり、スクリーニングの対象とすることとしました。

次に国の動向ですが、本年度に、森林法施行令の改正について、閣議決定が行われました。内容は、開発の区分に「太陽光発電設備の設置を目的とする行為」を追加する、というものです。これにより、現在、太陽光発電設備の設置を目的とする開発は、「その他の開発」という区分で、1haからが林地開発許可の対象ですが、来年4月1日からは、対象となる面積が0.5haに引き下げられることとなります。

参考資料1は、林野庁が設置した「太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会」の中間とりまとめの抜粋となります。この中間とりまとめでは、太陽光発電施設については、他の開発よりも災害発生の蓋然性が高いと認められることから、林地開発許可の面積基準は、他の開発よりも狭い、0.5ha程度に設定することが適当とされています。

参考資料2は、経済産業省・農林水産省・国土交通省・環境省が共同事務局で設置した検討会の、提言の抜粋です。この提言では、太陽光発電設備については、「急傾斜地や森林伐採を伴う区域に設置する場合、災害の発生が懸念されるという声の高まり。」といった課題に対して、

「速やかに対応するもの」として、林地開発許可の対象基準の引き下げが提言されています。

参考資料3は、環境影響評価条例、太陽光条例（山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例）、森林法の関係を示したものです。環境影響評価条例では、条例の対象となった事業については、条例に基づく環境アセスメントを実施しなければ、森林法に基づく林地開発許可であったり、太陽光条例に基づく設置許可といった許可・免許・承認・同意といった、あらゆる免許等が受けられない制度となっています。なお、現在は、森林地域を含む場合は、1ha以上が環境影響評価条例のアセスの対象となりますが、環境影響評価条例の対象とならないさらに小規模なものや、環境影響評価条例の対象となっても、スクリーニングでアセス不要と判定されたもの、については、太陽光条例に基づくアセスが必要となります。

このような状況を踏まえた対応として林地開発許可の対象規模の引き下げにあわせ、現在、森林地域が1ha以上含まれる太陽光発電事業を、第3分類事業の対象としているところですが、森林地域が0.5ha以上含まれる場合へと引き下げる規則改正を行いたいと考えています。

最後に、今後のスケジュールですが、森林法施行令が4月1日施行となっておりますので、環境影響評価条例施行規則も、速やかに改正の手続きを行い、来年の4月1日から施行したいと考えています。

なお、本日は欠席をされておりますが、環境評価制度を御専門とする田中委員からは、改正について異議はなく、皆様にお伝えしたい意見もないとのお話が事前でありましたので、この場で紹介させていただきます。

以上で、資料2の説明を終わります。改正の是非について御審議をお願いしたいと存じます。

（坂本会長）

ありがとうございました。議題は県条例の施行規則の話です。対象は太陽光発電施設なのですが、県条例の第3分類事業、すなわち、環境アセスをするべきかどうかというのを、この委員会で審議する事業についてです。環境影響評価の対象となった太陽光発電施設については、過去の審議でこの委員会としては、第3分類事業について、最初のうちは、アセスしなくても大丈夫という判断だったのですが、同じ場所に幾つもできるようなことがあったものですから、最近の方向性としては、アセ

スをする傾向が強くなっています。今回の場合は、森林地域ということで、国の森林法施行令の改正に合わせて、0.5haに対象を拡大するという、提案ということです。

それでは、質疑応答を行います。まずは、先ほどと同様に会場から伺います。

石井委員をお願いします。

(石井委員)

石井です。これでどれぐらい対象が将来的に増えそうなのかというのは、大体、目途が立っていますでしょうか。

(事務局 樋川課長補佐)

前回改正を行う2年前までは、15ha以上がアセスの対象だったのですが、それを1haに引き下げました。その時も、FITの認定数から対象(1ha以上の認定)は10件程度があると見込まれましたが、そこに森林地域が含まれるかどうかというのは現場に行ってみなければわからないような状況の中で、この2年間、太陽光発電事業に関する判定が行われておらず、当課にも具体的な相談は来ておりません。このことから、今回、1haから0.5haに引き下げた場合も、概ね同じぐらいの件数がFITの認定とすればあるのですが、その中でアセスの判定になる件数がどのぐらいあるかわかりませんが、それほど多くはないだろうと考えています。

(石井委員)

ありがとうございます。心配したのは、対象が増えたことにより、県の担当の人的なパワーが足りなくなったら困るということがあるので、県の上の方々にも理解していただき、必要に応じて人員を配置していただきたいということです。以上です。

(坂本会長)

ありがとうございました。太陽光発電施設について、環境影響評価は、(山梨県環境影響評価条例に基づき)この委員会で扱うものがあるのですが、この委員会で扱わないものについては、太陽光条例に基づくアセスの一環として、この審議会の委員がアドバイザーとして、(アセスに係る)意見照会に回答するという手続きがございまして、その意見照会の最近の例では、0.5ha未満にしている例もあったりするので、ここ

で0.5haを決めても（事業者が、事業規模を）どんどん小さくしてくれば、幾らでもこの委員会の対象としない・されないものも出てくる可能性はあると思っています。

岩田委員お願いします。

（岩田委員）

山梨大学の岩田です。私も原案通りで異論はございません。一つお伺いしたいのですが、土砂災害等の危険性に対する懸念からということなのですけれども、そうしますと、面積という話でもないのではないかという気がしましたが、面積以外、例えば0.5ha以下であっても、ある程度の土砂災害の発生が懸念される場所については、審議会の対象となるというような、何か別の基準がありますでしょうか。面積だけで決まっているのでしょうか。

（事務局 樋川課長補佐）

はい。面積だけになります。

（岩田委員）

それですと、「大きな目的をこれで達成することができるのか」、ということに対して懸念があるのではないかと思います。例えば急傾斜地を含む場所や地質的な問題がある場所とか、そのような点も含めないと、この災害の発生を抑制することについては「本当に達成できるのか」、と少し疑問に思いました。私は以上です。

（坂本会長）

はい。ありがとうございます。この委員会での対象は0.5haで、第3分類事業の対象ということなのですが、林地開発の方では勾配や降雨の計算の時の浸透率とかを考えて判断しているようですので、そちらで（許可、不許可の）結果が変わると思います。しかし、それぞれで確認できればいいので、この委員会としても、見ていきたいと思っています。

それでは、会場の委員の御意見は終わりましたので、引き続きWeb委員の御意見を聞いていきたいと思っています。

まず、伊東委員お願いします。

（伊東委員）

はい、ありがとうございます。伊東です。私も御提案いただいた内容で異議ございません。確かに岩田委員が御指摘されたことは、アセス全般でよく言われる話で、日本のアセス制度自体がスクリーニングは規模要件で決まっているというところで、面積とかその規模の大きさだけで、アセスをするかしないかというのが、日本の今のアセス制度の内容になっていますので、ここはなかなか難しいところかな、それ以外の法律とか制度でフォローしていくしかないのかなというふうに思っています。

1個だけ確認だけさせていただきたいのですが、FITで申請をしているもので、まだ運転を開始していないものがあると思いますが、そちらは申請時の、今のこの1.0ha以上という要件で、審議会にかかってくるということですか。運転開始時期ではなくて、申請時のときの法令に基づいて決まるという認識でよろしいでしょうか。

(坂本会長)

事務局、回答をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

まだ、事業着手も行われておりませんので、申請時の条例ではなく、運転前に、そのときの条例に基づきアセスを行っていただく必要があるというふうに考えております。

(伊東委員)

ということは、施工するタイミングでのその時の法令に基づいて判断するということですか。

(事務局 樋川課長補佐)

はい。そうです。

(伊東委員)

わかりました。今はまだ未稼働のものもいくつかあると思いますので、それがもしかするとこの新しい0.5ha以上で更に審議会にかかってくるかもしれないということですね。

(事務局 樋川課長補佐)

はい。そういったもの(運転開始前の0.5ha以上1ha未満の案件)も、既にFIT認定が行われているからといって、経過措置として

改正後の条例の適用除外にするという考えは持っておりません。

(坂本会長)

具体的に作ろうとしたときに、こちらに相談があるし、第3分類事業の判断について、この委員会ですということ、作る前にしっかりアセスをするということかと思えます。作ろうとする時点でアセスの対象になるということです。

(事務局 樋川課長補佐)

補足をさせていただくと、FIT制度では、認定を取ってから一定期間で太陽光発電事業を始めないとFIT認定が失効となりますが、アセスを行う必要がある場合は、2年とか4年、その失効が延長されるという制度になっておりますので、FIT認定を受けたあとであっても、アセスを行っていただいて、事業に着手していただくということになります。

(伊東委員)

わかりました。私も石井委員と一緒に、県の負担が結構増えるというのも懸念しています。ありがとうございます。

(坂本会長)

はい。ありがとうございました。次、工藤委員いかがでしょうか。

(工藤委員)

工藤です。施行規則改正については異論ございません。私も1点確認したいのですが、別事業が周辺にどんどんできるというケースは、これまでにも見られているのですけれども、その事業自体はその規模以下なのだけれども、地域全体としてみた場合には、かなりの大きな規模になってしまうという状況についてはどのような対応がなされているのでしょうか。

(坂本会長)

事務局お考えありますか。

(事務局 樋川課長補佐)

累積的影響というような考え方も必要だとは考えておりますが、アセ

スでは一つの事業について見ていくことにはなると思います。

ただし、周りに何もなくて、周りへの影響が少ないというようなものと違い、周りにたくさんの開発が既に行われているということであれば、周りの開発も考慮した上で、その事業を行うことによる影響を見ていくということになると思います。

ですから、全く同じ規模・内容の事業であっても、当然、場所が違えば、知事意見なり対応していただく内容というのは、変わってくるものと考えています。

(坂本会長)

第3分類事業として、この審議会にかかってスクリーニングということになりましたら、この審議会としては法のスクリーニングの考え方と同じ考え方していますので、周辺の類似事業等を合わせての影響を踏まえることになると思います。その場合は、第3分類ですが、アセスをしてみようという方向になるかと思います。

(工藤委員)

はい。ありがとうございます。

(坂本会長)

それでは佐藤委員いかがでしょうか。

(佐藤委員)

佐藤です。特にこの変更については意見がございません。

今年から環境・エネルギー政策課さんから太陽光条例に関するアドバイザーとして、お話をいただいています。既に複数件の照会をいただきました。いずれも小規模で、アドバイザーも結構なのですが、「現地を見ないと」、というところはどうしてもありまして、これ（現地調査しない）で的確な意見を申し上げられるのかと思って、その辺は少し不安を感じております。特にこの変更とは関係ありませんけれども、そのように感じております。

(坂本会長)

ありがとうございます。今の意見については、委員は、ほとんど全員そのように思っていますので、何か改善する方法があればいいです。VRカメラをつけて歩いてもらって、というのは極端ですけど、何か改

善する方向を考えて、技術的な方法になると思うので少し検討してみてください。ドローンを飛ばして撮影もいいですし、複数検討してみてください。それは太陽光条例の担当者への連絡事項ということになります。

(高木委員)

高木です。私も施行規則の改正そのものについてはこれでいいと思いますが、山梨県として山の木を切って太陽光発電をつけるというのをどうしようか、という根本的なことについて考えないと、0.5 (ha) にすれば0.49で出てきて、0.3 (ha) にすれば0.29で出てきて、しかもその周りに20件も30件あったら何をやっているのかわからなくなる。ただひたすらに手間をかけているだけになるリスクもあると思います。昔に比べてパネルの価格が大幅に下がったことによって、業者の視点から言えば小さくても元は取れるので、「小さく規制されればそれに応じて計画すればいい」、というふうになってしまう。本当に追いかけてこになってしまうと思います。森林を含む限りは、すべて対象にするということの面積の要件がなくなってしまうので、それは面倒くさいよねって。では、「どうしようか」ということにはなるかもしれませんが。今回の改正については別にこれでいいのですが、将来的に、もしそちらに舵を切るならば早めに切られた方がいいのではないかと考えております。私からは以上です。

(坂本会長)

ありがとうございます。太陽光条例の方に関わってくると思うのですが、太陽光条例の議論の中で何かそういう話があったのですか。議会の話になりますが、ありましたでしょうか。

(事務局 中川課長)

事務局の大気水質保全課の中川です。太陽光条例の方は、野立が対象なのですが、条例制定した時には、10kWということで(規制対象の)線引きをしていましたけれども、その裾切というところを(条例を改正し、)取っています。ですから県としては、森林地域を伐採してというよりは、建物の上とかの野立でない太陽光の方を推進しているというのが基本的な考えです。

(坂本会長)

わかりました。ありがとうございます。ということは森林については、

この委員会でアセスの敷居を高くするぐらいしかないのでしょうか。それでも0.5haより下は、防ぎようがない。太陽光発電については、アセスの対象項目である大気とか生物とかを検討し、この太陽光でもそれら項目もあるのですが、景観などの少し性格が違うものに対して、指導か何かで、太陽光発電事業に特化したようなことを考えないといけないのかもしれないと思っています。また御検討ください。

最後に、箕浦委員いかがですか。

(箕浦委員)

箕浦です。特に私も今回の施行規則の改正につきまして、意見はございません。また、各委員の先生方から手間が増えないかということと、本質的な解決に繋がっていくような制度になっているのかということについて、確認の御意見がありましたけれども、私も同様な感覚を持っておりました。けれども、大体の意見交換の中で、とりあえずの状況は承知いたしましたので、これ以上私からはございません。

(坂本会長)

ありがとうございました。それでは、この議題2について、意見が出尽くしたかと思えます。これは改正案ということなので、この場で決定しないといけないのですが、改正案に異論がなかったというふうに理解させていただきます。では事務局は、今回の意見を参考にしてください。

それでは、本日の2つの議題について、以上もちまして終了とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、議事進行に御協力いただきありがとうございました。

(司会 佐藤総括課長補佐)

ありがとうございました。坂本会長には議事の円滑な進行、誠にありがとうございました。それでは次第の「3 その他」ですが、事務局お願いします。

3 その他

(事務局 樋川課長補佐)

大気水質保全課の樋川です。事務局より事務連絡させていただきます。審議会委員の任期等について、御説明をさせていただきます。画面の方を御覧ください。これはお配りしていない資料ですが、現在皆様に委嘱

させていただいている委員の任期が、今月の14日までとなっております。次の任期につきましては、12月15日から、令和6年12月14日までの2年間となりますが、次の任期につきましては3名の方が交替となり、12名の委員の皆様には引き続き委員として委嘱をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。なお、次の審議会については未定となっておりますので、委員就任についての依頼文、そして委嘱状といったものは、後日郵送にてお送りさせていただきたいと考えております。そして、今回交代される3名についてですが、五十音順で工藤委員、早見委員、別宮委員の3名が退任となります。後任につきましては、山梨大学准教授の小林拓先生、山梨県立大学非常勤講師の北原正彦先生、山梨大学准教授の芹澤如比古先生を考えております。以上です。

(事務局 中川課長)

大気水質保全課の中川です。ただいま、退任の委員につきまして御紹介をさせていただきましたが、3名の委員は、今期限りで退任ということになります。長きにわたり本県の環境影響評価の審査に多大なる御協力をいただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

特に、本日出席をいただいている工藤委員におかれましては、10期20年という長きにわたり、委員に就任をいただいて、御専門である大気・気象の面を中心に様々な御意見を賜りました。この場を持ちまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

(司会 佐藤総括課長補佐)

ただいま事務局から委員の交替について説明がございましたが、工藤委員の出席は今回が最後となりますので、工藤委員から皆様に御挨拶をいただけると伺っておりますので、工藤先生よろしく願いします。

(工藤委員)

今回で委員を退任させていただくことになりました。気がつけば、はや20年という長きにわたって、皆様には大変お世話になりました。私は、山梨の自然が大好きで、現地視察を本当に楽しみにしていました。これからも、この山梨のすばらしく、豊かで、美しい自然を守りながら、人間と共生していけるようにお祈りをいたしております。大変長きにわたって、皆様どうもありがとうございました。

(司会 佐藤総括課長補佐)

ありがとうございました。それでは、その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、これをもちまして、山梨県環境影響評価当技術審議会を終了いたします。御審議の方ありがとうございました。Webの先生方も御退出ください。

(了)